

ご自宅のリフォームをご検討中の皆様へ

リフォーム促進税制 を活用してみませんか？

- ✓地震に備えて耐震リフォームを実施したい！！
- ✓同居する高齢の母のために、段差をなくすバリアフリーリフォームを実施したい！
- ✓冬も暖かく快適な家で過ごすために、窓の省エネリフォームを実施したい！！
- ✓両親との同居に向けて、水回りを増設する同居対応リフォームを実施したい！！
- ✓住宅を状態良く維持させるため、長期優良住宅化リフォームを実施したい！！
- ✓子ども部屋を作るために、間仕切り壁を設置する子育て対応リフォームを実施したい！！

上記のようなリフォームを行う場合、

➡ 所得税の税額控除や固定資産税の減額措置が
受けられる可能性があります！



詳しくは裏面をチェック！！

ポイント①

リフォーム促進税制には**6つのメニュー**！
ローン利用の有無にかかわらずご活用頂けます！

耐震リフォーム



バリアフリーリフォーム



省エネリフォーム



同居対応リフォーム



長期優良住宅化
リフォーム



子育て対応リフォーム



※リフォーム促進税制については、「住宅ローン減税(住宅の新築等)」との併用が可能です。

※耐震リフォームを除く上記5つの所得税のメニューについては、「住宅ローン減税(増改築)」との併用はできません。



所得税の税額控除



固定資産税の減額

ポイント②

各種補助金とも**併用が可能**です！！

リフォームに関する国の補助制度については国土交通省ホームページで公開しています！

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000087.html



減税制度と補助制度の併用は可能ですが、控除対象金額から補助金を差し引いたうえで工事金額の要件を超えている必要があります。

※耐震リフォーム(固定資産税)は除きます



スマートフォンからはこちらのQRコードにアクセス
いただくと便利です！

ポイント③

減税申請は簡単な**4ステップ**！！

ステップ1 工事内容の決定・減税制度利用可否の確認



今回行うリフォーム工事が減税制度の対象になるかどうかを確認します！

ステップ2 工事契約・工事の実施



ステップ3 各種証明書を手入



「増改築等工事証明書」などの、申告に必要な書類を手入します！

ステップ4 各種必要書類を揃えて申告

「所得税の税額控除」は**税務署**、「固定資産税の減額」は**市区町村等**が申告先となります！

リフォーム促進税制各メニューの要件、対象工事等の詳細は、
国土交通省ホームページにて公開しています！

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000251.html



スマートフォンからはこちらのQRコードにアクセス
いただくと便利です！

制度管轄：
国土交通省 住宅局 住宅生産課

 **国土交通省**
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism